

令和6年3月15日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

松崎町長

市町村名 (市町村コード)	松崎町 (223051)
地域名 (地域内農業集落名)	松崎・中川・岩科・三浦地区 (江奈・桜田、道部、那賀、船田、南郷、峰輪、門野、野田・金沢、石部)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月15日 (第5回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>(江奈・桜田) まとまった水田が存在する地区。今後、農地の出し手になる可能性が高い、65歳以上かつ後継者のいない人が全体の半分以上を占める。 水田の大半は約5aの小規模な区画である。機械を所有する農業者の主要作業の受託が行われており、飯米農家等の負担軽減につながっている。一方で、作業受託者の受託面積拡大が難しくなっている。 既に耕作を辞めている地権者が半分程度おり、地域内に規模拡大希望者がいないことから、受け手が見つからず耕作されない農地が一部みられる。農業をやめたい及び規模縮小を希望する者も含めると6割以上を占め、荒廃農地の拡大が懸念させる。</p> <p>(那賀) まとまった水田が存在する地区。水田の大半は約5aの小規模な区画である。近年、鳥獣害被害が発生しており、深刻になると耕作意欲の低下につながる可能性がある。 中心経営体は有機農業等にも取り組んでおり、新規農業者も耕作しているが、地域内に規模拡大希望者がいないことから、受け手が見つからず耕作されない農地が一部みられる。農道拡幅等の基盤整備も進んできているので、荒廃農地の拡大を防いでいきたい。</p> <p>(松尾・指川・山口・野田・金沢) まとまった水田と町特産の桜葉畑が存在する地区。近年、鳥獣害被害が発生しており、深刻になると耕作意欲の低下につながる可能性がある。 水田の大半は約5aの小規模な区画である。松尾・指川・山口は、中心経営体や飯米農家を中心に耕作されている箇所は多い、野田・金沢は耕作されていない箇所も多いが、景観上も考慮して保全管理されている。 特産の桜葉栽培も高齢化が進んでいるが、農道整備された一体でまとめて桜葉が耕作されている。</p>
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p>地域農業維持のためには中心経営体以外の耕作が必要であることから、作業受委託を活用した飯米農家の耕作を継続していく。農作業効率の向上を図るため、畦畔撤去による農地1区画の拡大化を推進する。中心経営体等の耕作が難しい農地は、荒廃化すると周囲の耕作地へ悪影響を与えることから、保全管理を実施する。これらの農地を将来的に営農へ結び付けるためには、地域外からの耕作者の参入を検討する必要がある。</p>

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	45 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	45 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

<p>農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地の間にある農地は保全・管理を行う区域とする。</p>
--

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1) 農用地の集積、集約化の方針</p> <p>作業受委託の受託面積拡大や農地中間管理機構を活用して、認定農業者や地域外の新規就農者などに耕作面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。</p>
<p>(2) 農地中間管理機構の活用方針</p> <p>農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を考慮し、農業委員・推進委員とも話し合いをして段階的に集約化を進める。</p>
<p>(3) 基盤整備事業への取組方針</p> <p>担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を2033年度までに実施する。</p>
<p>(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>県、町、JAは連携して地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタル・共同施設利用などの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。</p>
<p>(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>高齢者が多くなっている作業受託をJAまたは、地域内で共同で作業していく組織でできないか協議を進めていく。</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。

⑦保全管理は草刈りの他、田への菜の花・野バラ・ひまわりなどの植栽を検討していく。